



相続時精算課税制度について改正があったと聞きました。改正の内容を教えてください。



今回の改正により現行法にある2,500万円の特別控除に加え、「基礎控除」が創設され、年間110万円までを贈与財産の課税価格から控除できるようになりました。

●改正概要● **減税**

- ①相続時精算課税適用者が、贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税の課税価格については、現行の非課税枠2,500万円とは別途、**課税価格から年間110万円を控除**できるようになりました。
- ②**年間の贈与財産の価額が110万円以下であれば、贈与税の申告が不要**となりました。
- ③**土地・建物が災害で一定以上の被害を受けた場合には相続時にそれらの財産について再計算**することができるようになりました。

| | 改正前 | 改正後 |
|-------|-------------------------|--|
| 贈与者 | 60歳以上の親又は祖父母 | |
| 受贈者 | 18歳以上の子又は孫 | |
| 届出書 | 相続時精算課税選択届出書の提出必要(撤廃不可) | |
| 申告手続 | 贈与の都度、金額にかかわらず贈与税の申告が必要 | 贈与財産の価額が 年間110万円以下 の場合は 贈与税の申告不要 |
| 控除額 | 非課税枠 2,500万円(累計) | 非課税枠 2,500万円(累計) 基礎控除 年間110万円 |
| 計算方法 | (贈与額-2,500万円)20% | ((贈与額- 年間110万円)-2,500万円)×20% |
| 相続発生時 | 生前に贈与された財産を相続財産に加算 | 生前に贈与された財産を相続財産に加算 年間110万円以下の贈与財産は加算不要 |
| 救済措置 | なし | 災害等があった場合は相続時に再計算 |

(参考)令和6年1月1日以降の相続時精算課税と暦年贈与課税の比較 (主な改正項目)

| | 相続時精算課税 | 暦年贈与 |
|------|-------------------------------|-------------------|
| 申告 | 基礎控除110万を超える場合は必要(適用初年度は申告必須) | 基礎控除110万を超える場合は必要 |
| 持戻期間 | 永年 | 最大7年 |
| 持戻金額 | 年間110万円を超える金額 | 全額 |

令和6年1月1日以後に係る贈与について適用。



POINT



将来価値の上がる見込みのある財産を保有している場合、精算課税制度の利用がお勧めです。また、精算課税制度についても暦年贈与と同様に年間110万円の基礎控除が追加されたことから利用しやすくなりました。

執筆者：中村